

国民健康保険税の改正などについてのお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課諸税係(☎内線153)

地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税が次のとおり改正となりました。

■軽減制度の対象者が拡大

国民健康保険税は、世帯所得の合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が軽減されます。

今回の改正では、5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象範囲を拡大しました。

▷**5割軽減**＝前年の総所得などが「33万円＋（世帯主を含む被保険者数×**27万5千円**）以下」の世帯

【改正点】「27万円」⇒「27万5千円」

▷**2割軽減**＝前年の総所得などが「33万円＋（世帯主を含む被保険者数×**50万円**）以下」の世帯

【改正点】「49万円」⇒「50万円」

■課税額の限度額が引き上げ

国民健康保険税を構成する3区分（医療分、後

期高齢者支援金分、介護分）のうち、医療分が**4万円**引き上げとなりました。

【改正点】「54万円」⇒「58万円」

○総所得などは、次の①と②の合計額に純損失、雑損失の繰越控除を適用した金額です。

①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得の金額、総合課税の譲渡所得、一時所得および雑所得の金額の合計額

②分離課税の譲渡所得および山林所得の金額

※事業主で専従者控除をしている方は、専従者控除金額が加算されます。

※専従者給与をもらっている方は、専従者給与が除かれます。

※土地・建物などに係る譲渡所得の特別控除が適用されません。

後期高齢者医療保険料の改正などについてのお知らせ

▷問い合わせ先＝税務課諸税係(☎内線170)

■年間保険料の限度額が引き上げ

後期高齢者医療保険料の年間の限度額が**5万円**引き上げとなりました。

【改正点】「57万円」⇒「62万円」

■均等割額の軽減制度の対象者が拡大

後期高齢者医療保険料は、世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額などの合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割額が軽減されます。

今回の改正では、均等割の5割・2割軽減を判断する基準額を見直し、対象範囲を拡大しました。

《均等割》

▷**5割軽減**＝前年の総所得などが「33万円＋（世帯主を含む被保険者数×**27万5千円**）以下」の世帯

【改正点】「27万円」⇒「27万5千円」

(13) 広報大船渡 30. 7. 5(No. 1130)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑦3111

「さんま」でまちを元気に！アイデア交換会 参加者を募集します

▷申込先／問い合わせ先＝さかなグルメのまち大船渡実行委員会事務局【観光推進室(☎内線114・115)】

さかなグルメのまち大船渡実行委員会では、市民に親しみのある「さんま」を活用して、まちを元気にするためのアイデア交換会を行います。

当日出される " お題 " に沿った「さんま」に関するアイデアについて自由に話し合う会です。話し合った意見の中で、「これは面白い!」となったアイデアは、さんままつりや産業まつり、中心市街地で不定期に開催されるイベント内で実現させる、なんてことも。「大船渡をもっと元気にしたい」「さんまがとにかく大好き」「まちづくりへの想いはあるけど、伝える場が無かった」など参加理由は何でもOKです。同じ方向を向いた仲間で、面白い話をしてみませんか？

市民はもちろんのこと、観光客も喜ぶような「さんまのまち大船渡」をつくるため、一緒に楽しい時間を過ごせる人を大募集します。

▷期日＝7月18日(水)

▷時間＝午後6時15分から2時間程度

▷会場＝シーバル大船渡2階大会議室

▷対象＝どなたでも(年齢、性別、職業など不問)

▷定員＝100人

▷申込方法＝電話またはファクス(☎4477)でお申し込みください。

▷申込締切日＝7月13日(金)

さかなグルメのまち大船渡実行委員会

市民も観光客も楽しめる「さかなグルメのまち・大船渡」を目指し、第1弾として「さんま」に焦点を当てた活動をしています。市内外の皆さんに大船渡のファンになってもらうため、イベント共催や子どもたちがさんまの魅力に触れるための活動、ご当地さんまグルメ開発と普及、大船渡の魅力PRにも力を入れています。大船渡に誇りを持つ人が増え、まち全体が盛り上がってほしいという思いのもと活動しています。



第68回社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

▷問い合わせ先＝第68回「社会を明るくする運動」大船渡市実施委員会事務局【地域福祉課福祉推進係(☎内線182)】

「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

第68回目となる本年の運動は、次の2つを行動目標に掲げて取り組んでいます。

(1)犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう

(2)犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

■7・8月は強調月間です

市では、7月と8月の2カ月間を強調月間とし

て、小中学校の児童生徒や三陸・大船渡夏まつり参加者などへの啓発物品の配布、市内での意識啓発活動などを実施する予定です。

罪を犯した人や非行に走った少年の更生を促す場合は、地域社会にほかなりません。そして、更生を実行あるものとするためには、本人の意欲と併せて、取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。地域に理解と協力の和を広げましょう。

